

三芳町議会議員政治倫理条例（原案）に対するご意見と 議会の考え方について

町民の皆様からご意見を募集したところ、次のとおりご意見をいただきました。
貴重なご意見ありがとうございました。
提出されたご意見及びそれに対する議会の考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

意見募集案件	三芳町議会議員政治倫理条例（原案）	
意見募集期間	平成22年4月6日～平成22年5月5日	
担 当 課	議会事務局 電話 049-274-1024 FAX E-mail gikai@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	2件 2名	
対応状況	以下の通り	
提出されたご意見等	対応方針	議会の考え方
<p>1. 町から活動又は運営に対する補助等を受けている団体等の役員への就任の制限について（第4条第5項）</p> <p>行政連絡区も町から補助を受けている団体であるため、当然この規定の対象になるものと思われるが、執行権のない名誉職まで対象に就任の制限を行うのは行き過ぎであると考えます。</p> <p>相談役、顧問等は、あらゆる面での功績を称えた名誉職であり、区の執行体制とは一切関係がない。行事の際に来賓として招待される場合があることぐらいが、一般区民との違いである。したがってこれらの名誉職については、「議会であらかじめ定める場合」に指定して、制限の対象から除外すべきである。</p> <p>また、そこまで厳しさを求めるのであれば、むしろ第5項のただし書きを削除すべきであると考えます。議員就任以前から当該役員に就任していたとしても、執行役員から議員に当選した場合は、即刻その職を離れるべきではなからうか。</p>	<p>行政連絡区の相談役及び顧問等を「議会であらかじめ定める場合」に指定することはいたしません。</p> <p>ご意見を検討した結果、議員就任以前からの役員については、1年以内に交代することを明確にいたします。そこで、条文の「ただし、」以下を附則第2条（経過措置）で規定しました。</p>	<p>執行権の有無にかかわらず、あくまで議員が補助団体等の役員に就任することは、認めないこととしました。</p> <p>行政連絡区の相談役及び顧問として就任はできませんが、行政連絡区内の議員として紹介されることは可能です。また、行政連絡区の考え方により、総会等への来賓として議員を招待されることについては、問題はありませぬ。</p> <p>議員就任と同時に即刻その職を離れるべきとのご意見はもったもですが、補助団体によっては、組織の人員数が足りないケースもあり、後任人事がスムーズに決まらない場合や臨時総会開催等の問題も発生するため、一年以内に役員交代することにしました。</p>
<p>2. 審査の請求（第8条）</p> <p>第1項第2号に議員による審査請求規定されているが、議員も町民の一人であることから町民の審査請求を規定した第1号だけで良いのではないかと。</p> <p>議員による審査請求を設ける事は、議員の特権となると思うので、削除してはどうか。</p>	<p>条文の変更はありません。</p>	<p>議員の政治倫理は、議員自ら律すべきであり、お互いを監視しあうことを優先すべきと考えます。</p> <p>町民が審査請求をする前に、議会が自浄能力を発揮することが求められるもので、議員の審査請求規定は必要と考えています。</p>

三芳町議会議員政治倫理条例（原案）に対するご質問と 議会の考え方について

町民の皆様からご意見を募集したところ、ご提案、ご質問を頂きました。頂いたご意見等が所定の様式ではなく、またご提案が全ての条項に渡り、ご質問も含まれているため、通常のパブリックコメントの回答形式では無理がありますので、こちらで回答させていただきます。
(三芳町パブリック・コメント手続条例施行規則 第4条第3項参照)

提出されたご質問	議会の考え方
<p>1 条例全体についての意見と質問</p> <p>① 審査の結果により、議員の解任が有り得ることを何処かで記述できませんか。</p> <p>② 過去に遡って審査請求できますか。</p> <p>③ 審査請求の仕方について、審査請求の様式は、施行日と同時ですか。</p> <p>④ 審査期間の目安はありますか。</p> <p>⑤ 参考人の招聘が可能ですか。</p>	<p>① 議員は上位法により、解任はできないことになっています。</p> <p>② 過去に遡って審査請求はできません。</p> <p>③ 審査請求の様式は施行日と同時に準備しております。</p> <p>④ 審査期間の目安は規定していません。</p> <p>⑤ 関係人以外の参考人はありません。</p>
<p>2 議員の依頼等に関する記録（第7条）</p> <p>“任命権者”は、専門用語ですか読み方によっては別の意味にとれますが、割愛したら拙いですか。</p>	<p>任命権者（にんめいけんじゃ）とは、公務員の任命、休職、免職及び懲戒等について権限（任命権）を持つ者のことです。割愛いたしません。</p>
<p>3 審査の請求（第8条）</p> <p>この条文だけ（1）、（2）となっていますが、項とは異なるものですか。それとも単なるミスですか。</p> <p>（2）の定数は何を示しますか。</p>	<p>（1）、（2）はミスではなく、1号、2号のことです。</p> <p>定数とは、三芳町議会議員定数条例に定められた議員定数のことです。</p>
<p>4 審査会の組織及び委員等（第10条）</p> <p>第5項について、機密保持契約ないし覚書は準備されますか。</p>	<p>守秘義務を果たすことを、第5項にて規定しています。秘密保持契約ないし覚書は必要ないと考えます。</p>
<p>5 審査会の委員長及び副委員長（第11条）</p> <p>第1項の「審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める」は文章の脈絡がおかしいです。直して下さい。</p>	<p>ご指摘の通り、第1項を2つに分けることにいたします。</p> <p>「第1項 審査会に委員長及び副委員長を置く。第2項 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。」とし、原案の第2項、第3項を、それぞれ第3項、第4項といたします。</p>
<p>6 その他の提案</p> <p>1. 前文の追加</p> <p>2. 請負契約の辞退及び指定管理者指定の禁止（第4条）</p> <p>3. 請負契約 1親等では不十分 兄弟、姉妹まで明記</p> <p>4. 年額報酬の明記</p> <p>5. 審査会原則公開</p> <p>6. 議員の辞職勧告、役職勧告の明記（審査会の会議）</p> <p>7. 被請求議員の資産公開</p>	<p>1. この条例は理念条例ではなく倫理規定を定めたもので、前文は付していません。</p> <p>2. 請負契約等の辞退は第5条で規定しています。</p> <p>3. 兄弟姉妹の生活権を侵害する恐れがありますので、1親等に限ることにしました。</p> <p>4. 地方議員は兼職が認められていますので、報酬（給料）の年額規定はせずに、影響力の有無で判断することとしました。</p> <p>5. 第12条に第4項を加え、審査会が審査の内容によって公開又は非公開を決定できるように条文を改正いたします。</p> <p>6. 審査会の意見を尊重した上で、辞職勧告等は議会が決議いたします。</p> <p>7. 資産公開はいたしません。</p>

提出されたご質問	議会の考え方
<p>8. 職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会を「30日以内に」短縮（開催請求の期間）</p> <p>9. 職務関連犯罪による有罪判決後の請求期間を「14日を経過した日以降14日以内に」短縮</p>	<p>8. 期間は長い方が、町民が開催請求しやすいと考え、50日間としました。（政治倫理条例市民モデル案を参考にしたものです。）</p> <p>9. 確かに、有罪判決後控訴期間が14日以内ですので、14日後から請求しても良いとは思いますが、余裕を持って30日以降20日間としました。町民にとっては、開催請求しやすいと考えます。（政治倫理条例市民モデル案を参考にしたものです。）</p>